

個人情報保護に関する基本方針

けやの森保育園（以下、「当園」といいます。）は、個人情報の適正な取扱いについて組織として取り組むために、業務上取り扱うこととなる個人情報の保護を重要事項として位置づけ、「個人情報保護に関する基本方針」を以下のとおり定め、職員等に周知し、徹底を図ります。

1. 個人情報の収集、利用、提供

個人情報の収集、利用、提供に当たっては、当園が定めた「個人情報保護に関する規程」を遵守し、適正かつ厳格に取り扱います。

2. 安全管理措置に関する事項

(1) 当園は、個人情報への不正なアクセスまたは情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止等に対し、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

(2) 当園は、個人情報の取扱いについて、第三者に委託する場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

3. 関係法令等の遵守

当園は、個人情報に関する法令、その他の規範を遵守し、すべての職員が個人情報保護の重要性を理解し、適正な取扱い方法を実施します。

4. 継続的改善

当園は、個人情報を適正に保護するために、本基本方針を継続して改善します。

5. 情報開示請求に対する対応

本人から自己の情報について開示を求められた場合は、速やかにこれに応ずるものとします。

令和1年9月1日

狭山市根岸2-5-2
けやの森保育園
園長 佐藤 芙美子

特定個人情報保護等に関する基本方針

けやの森保育園（以下、「当園」といいます。）は、特定個人情報等の適正な取扱いについて組織として取り組むために、業務上取り扱うこととなる特定個人情報等の保護を重要事項として位置づけ、「特定個人情報保護等に関する基本方針」を以下のとおり定め、職員等に周知し、徹底を図ります。

1. 特定個人情報等の適正な取扱い

当園は、業務上取り扱うこととなる特定個人情報等を取得、保管、利用、提供又は破棄するに当たって、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に従い、当園が定めた「特定個人情報保護等に関する規程」を遵守し、適正かつ厳格に取り扱います。

2. 利用目的

当園は、特定個人情報等を以下の利用目的の範囲内で取扱います。

- (1) 健康保険・厚生年金保険関係届出事務
- (2) 雇用保険関係届出事務
- (3) 国民年金第三号被保険者関係届出事務
- (4) 給与所得・退職所得にかかる源泉徴収票等作成事務

2. 安全管理措置に関する事項

- (1) 当園は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止等に対し、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、職員に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、安全管理が適切に講じられるよう、当該職員等に対し、必要かつ適切な監督を行います。
- (2) 当園は、特定個人情報の取扱いについて、第三者に委託する場合には、十分な特定個人情報保護の水準を備える者を選定するとともに、契約等により安全管理措置を講じるよう定めた上で、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

3. 関係法令、ガイドライン等の遵守

当園は、特定個人情報等に関する法令、特定個人情報保護委員会が策定するガイドラインその他の規範を遵守し、すべての職員が特定個人情報等の保護の重要性を理解し、適正な取扱い方法を実施します。

4. 継続的改善

当園は、特定個人情報等を適正に保護するために、本基本方針を継続して改善します。

5. 問い合わせへの対応

当園は、特定個人情報等の取扱いに関する問い合わせに対し、適切に対応します。

令和1年9月1日

狭山市根岸2-5-2
けやの森保育園
園長 佐藤 芙美子

パワーハラスメント防止指針

令和4年4月1日

従業員各位

けやの森保育園
園長 佐藤 芙美子

当園では就業規則第48条で「パワーハラスメントの禁止」を定めておりますが、本日からパワハラ防止法が施行されたこともあり、改めて「パワーハラスメント防止指針」を策定しましたのでお知らせします。

1. 職場におけるパワーハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものです。パワーハラスメントにより人は仕事への意欲や自信を失い、ときには心身の健康や命すら危険にさらされます。またそれだけでなく、職場全体の生産性や意欲の低下など周りの人への影響や、企業イメージの悪化などを通じて経営上大きな損失につながります。当園はこのような職場におけるパワーハラスメントを絶対に許しません。
2. このパワーハラスメント防止指針は、当園で勤務する、正職員、契約職員、パート・アルバイト、嘱託等、すべての職員が守るべき指針です。
また、職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて行われるものは、上司から部下・後輩へだけでなく、同僚間及び部下から上司への行いも含みます。
3. 当園は以下のパワーハラスメントを許しません。
 - ① 暴行・傷害等身体的な攻撃を行うこと
 - ② 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言等精神的な攻撃を行うこと
 - ③ 隔離・仲間外し・無視等人間関係からの切り離しを行うこと
 - ④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害等を行うこと
 - ⑤ 合理的な理由もなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
 - ⑥ 私的なことに過度に立ち入ること
 - ⑦ 上記①ないし⑥に当たる行為を教唆、指示すること。
 - ⑧ その他前号に準ずる言動を行うこと
4. 相談窓口は次の通りです。相談者のプライバシーに配慮して対応いたします。相談したことをもって不利益な取り扱いはいりません。

担当者 佐藤 芙美子
電話／メール
5. 相談窓口にご相談があった場合は必要に応じて、関係者から事情を聴取するとともに、必要な調査を行うことがあります。

以上

セクシュアルハラスメント防止指針

令和4年4月1日

職員各位

けやの森保育園
園長 佐藤 芙美子

当園では、セクシュアルハラスメントについて、就業規則第47条で「セクシュアルハラスメントの禁止」を定めておりますが、パワハラ同様「セクシュアルハラスメント防止指針」を策定しましたのでお知らせします。

1. 職場におけるセクシュアルハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、園にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。また、性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となることがありますので、注意しましょう。
2. このセクシュアルハラスメント防止指針の対象は、正職員、派遣社員、パート・アルバイト等当園において働いている方すべて、また、顧客、取引先の社員の方等を含みます。また、異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象となります。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、セクシュアルハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。
3. 当社は以下のセクシュアルハラスメントを許しません。
 - ① 性的な冗談、からかい、質問を行うこと
 - ② わいせつ図画の閲覧、配付、掲示をすること
 - ③ その他、他人に不快感を与える性的な言動をすること
 - ④ 性的な噂の流布をすること
 - ⑤ 身体への不必要な接触をすること
 - ⑥ 性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為をすること
 - ⑦ 交際、性的な関係の強要すること
 - ⑧ 性的な言動に対して拒否等を行った部下等従業員に対する不利益取扱いをすること
 - ⑨ その他前各号に準ずる言動をすること
4. 相談窓口は次のとおりです。相談者のプライバシーに配慮して対応いたします。相談したことをもって不利益な取り扱いはい行いません。

担当者 佐藤 芙美子
電話／メール
5. 相談窓口にご相談があった場合は必要に応じて、関係者から事情を聴取するとともに、必要な調査を行うことがあります。

以上